

東海旅客鉄道株式会社 I C カード乗車券運送約款の一部改正（モバイルデバイス定期券の発売開始等に伴う改正）

現行	改正
(前略)	(前略)
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第17条） (中略)</p> <p>第5章 TOICA乗車券の他社における発売（第47条—第48条）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第17条） (中略)</p> <p>第5章 TOICA乗車券の他社における発売（第47条—第48条）</p> <p><u>第6章 モバイルデバイス定期券（第49条—第51条）</u></p>
(この約款の目的)	(この約款の目的)
<p>第1条 この約款は、東海旅客鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）が、I Cカードを媒体とした定期乗車券及びストアードフェアカード（以下「I Cカード乗車券」といいます。）による当社線に係る旅客の運送並びにTOICA乗車券等について、そのサービス内容とご利用条件を定め、もって利用者の利便向上を図ることを目的とします。</p>	<p>第1条 この約款は、東海旅客鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）が、I Cカード <u>又は携帯情報端末</u>を媒体とした定期乗車券及びストアードフェアカード（以下「I Cカード乗車券」といいます。）による当社線に係る旅客の運送並びにTOICA乗車券等について、そのサービス内容とご利用条件を定め、もって利用者の利便向上を図ることを目的とします。</p>
(適用範囲)	(適用範囲)
<p>第2条 I Cカード乗車券による当社線に係る旅客の運送及びTOICA乗車券等についてのサービス内容とご利用条件は、この約款の定めるところによります。ただし、I Cカード乗車券をEXサービス運送約款（平成20年3月社通達第73号。以下「EX約款」といいます。）第2条第1項第15号に定めるEX—I Cカード等として使用する場合（以下「EX—I Cカード等としての使用」といいます。）については、EX約款の定めるところによります。</p>	<p>第2条 I Cカード乗車券による当社線に係る旅客の運送及びTOICA乗車券等についてのサービス内容とご利用条件は、この約款の定めるところによります。ただし、I Cカード乗車券をEXサービス運送約款（平成20年3月社通達第73号。以下「EX約款」といいます。）第2条第1項第15号に定めるEX—I Cカード等として使用する場合（以下「EX—I Cカード等としての使用」といいます。）については、EX約款の定めるところによります。</p>
(中略)	(中略)
<p>3 この約款に定めていない事項については、別に定めるものによります。 (注) 別に定めるもののうち主なものは、以下のとおりです。</p> <p>(1) 東海旅客鉄道株式会社旅客営業規則（昭和62年4月東海旅客鉄道株式会社公告第1号。以下「旅客規則」といいます。） (中略)</p> <p>(4) 東海旅客鉄道株式会社特定者用定期乗車券発売規則（昭和62年4月東海旅客鉄道株式会社公告第11号） (中略)</p> <p>(9) 東海旅客鉄道株式会社 I C カード連絡運輸運送約款（平成24年4月</p>	<p>3 この約款に定めていない事項については、別に定めるものによります。 (注) 別に定めるもののうち主なものは、以下のとおりです。</p> <p>(1) 東海旅客鉄道株式会社旅客営業規則（昭和62年4月東海旅客鉄道株式会社公告第1号。以下「旅客規則」といいます。） (中略)</p> <p>(4) 東海旅客鉄道株式会社特定者用定期乗車券発売規則（昭和62年4月東海旅客鉄道株式会社公告第11号。<u>以下「特定者規則」といいます。</u>） (中略)</p> <p>(9) 東海旅客鉄道株式会社 I C カード連絡運輸運送約款（平成24年4月</p>

現行	改正
<p>社通達第4号) (10) EX約款</p> <p><u>4</u> 前各項の規定にかかわらず、第3条第11号に規定するSFを使用した商品購入等については、TOICA電子マネー取扱約款(平成21年12月社通達第66号)の定めるところによります。 (用語の意義) 第3条 この約款における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。 (1) 「当社線」とは、当社の経営する鉄道線をいいます。 (中略) (17) 「券面表示区間」とは、TOICA定期券又は旅客規則に定める乗車券類の券面に表示された有効区間をいいます。 (中略) (契約の成立時期及び適用規定) 第4条 TOICA乗車券に関する契約の成立時期は、TOICA乗車券を購入したときとします。ただし、EX-ICカード(TOICA機能付き)に関する契約の成立時期は、当該EX-ICカード(TOICA機能付き)を発行したときとします。 2 個別の運送契約の成立時期は、駅において乗車の際に自動改札機による改札を受けたときとします(TOICA定期券における定期乗車券の機能を除きます。)。また、第8条第3項の規定により乗車券類等との引換えに使用する場合は、乗車券類等その契約に関する証票の交付を受けたときとします。 (中略)</p>	<p>社通達第4号。<u>以下「IC連絡約款」といいます。</u>) (10) EX約款</p> <p><u>4</u> 前項の規定によるほか、第3条第18号に規定するモバイルデバイス定期券について、この約款に定めていない事項は、西日本旅客鉄道株式会社が定めるICカード乗車券取扱約款(平成15年10月3日西日本旅客鉄道会社公告第19号。以下「ICOCA約款」といいます。)及びモバイルデバイスにおけるICOCA利用規約(以下「モバイルデバイス規約」といいます。)の定めるところによります。 <u>5</u> 前各項の規定にかかわらず、第3条第11号に規定するSFを使用した商品購入等については、TOICA電子マネー取扱約款(平成21年12月社通達第66号)の定めるところによります。 (用語の意義) 第3条 この約款における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。 (1) 「当社線」とは、当社の経営する鉄道線をいいます。 (中略) (17) 「券面表示区間」とは、TOICA定期券又は旅客規則に定める乗車券類の券面に表示された有効区間をいいます。 <u>(18) 「モバイルデバイス定期券」とは、当社が発売する定期乗車券であって、モバイルデバイス規約の定めるところにより西日本旅客鉄道株式会社が発行したICカード乗車券に搭載されるものをいいます。</u> (中略) (契約の成立時期及び適用規定) 第4条 TOICA乗車券<u>(モバイルデバイス定期券を含みます。以下本条において同じです。)</u>に関する契約の成立時期は、TOICA乗車券を購入したときとします。ただし、EX-ICカード(TOICA機能付き)に関する契約の成立時期は、当該EX-ICカード(TOICA機能付き)を発行したときとします。 2 個別の運送契約の成立時期は、駅において乗車の際に自動改札機による改札を受けたときとします(TOICA定期券における定期乗車券の機能及びモバイルデバイス定期券を除きます。)。また、第8条第3項の規定により乗車券類等との引換えに使用する場合は、乗車券類等その契約に関する証票の交付を受けたときとします。 (中略)</p>

現行	改正
<p>(ご利用条件等)</p> <p>第10条 1回の乗車につき、2枚以上のTOICA乗車券を同時に使用することはできません。</p> <p>(中略)</p> <p>3 次の各号の1に該当する場合には、TOICA乗車券は自動改札機で使用することができません。</p> <p>(1) 出場時に、当該TOICA乗車券のSF残額が、第20条又は第33条の規定により減額する片道普通旅客運賃相当額に満たないとき</p> <p>(中略)</p> <p>(ICカードの所有権)</p> <p>第12条 TOICA乗車券に使用するICカードの所有権は、TOICA乗車券の発売箇所にかかわらず当社に帰属し、当社はTOICA乗車券を発売するにあたり、ICカードを旅客に貸与するものとします。</p> <p>2 TOICA乗車券が不要となったとき若しくは第14条の規定により失効したとき又は旅客がTOICA乗車券を使用する資格を失ったときは、旅客は当社が別に定める駅にICカードを返却しなければなりません。</p> <p>(中略)</p> <p>4 前各項の規定にかかわらず、EX-ICカード(TOICA機能付き)は、EXサービス規約に基づき取り扱うものとします。</p> <p>(中略)</p> <p>(TOICA乗車券の失効)</p> <p>第14条 TOICA乗車券は、次の各号の1に該当する取扱いを行った日の翌日を起算日として、10年間これらの取扱いが行われない場合には失効します。ただし、当社が特に認めた場合は、失効しないものとします。</p> <p>(1) 発売(EX-ICカード(TOICA機能付き)にあつては発行)</p> <p>(中略)</p> <p>2 旅客は、前項により失効したTOICA乗車券のSF及びデポジットの返却を請求することはできません。</p>	<p>(ご利用条件等)</p> <p>第10条 1回の乗車につき、2枚以上のTOICA乗車券を同時に使用することはできません。</p> <p>(中略)</p> <p>3 次の各号の1に該当する場合は、TOICA乗車券は自動改札機で使用することができません。</p> <p>(1) 出場時に、当該TOICA乗車券のSF残額が、第20条又は第33条の規定により減額する普通旅客運賃相当額に満たないとき</p> <p>(中略)</p> <p>(ICカードの所有権)</p> <p>第12条 TOICA乗車券に使用するICカードの所有権は、TOICA乗車券の発売箇所にかかわらず当社に帰属し、当社はTOICA乗車券を発売するにあたり、ICカードを旅客に貸与するものとします。</p> <p>2 TOICA乗車券が不要となった場合(第14条の2の規定によりTOICA乗車券が失効した場合を除きます。)若しくは第14条の規定により失効した場合又は旅客がTOICA乗車券を使用する資格を失った場合は、旅客は当社が別に定める駅にICカードを返却しなければなりません。</p> <p>(中略)</p> <p>4 前各項の規定にかかわらず、EX-ICカード(TOICA機能付き)は、EXサービス規約に基づき取り扱うものとします。</p> <p><u>第12条の2 第14条の2の規定によりTOICA乗車券が失効した場合は、当社は当該ICカードの所有権を放棄します。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(TOICA乗車券の失効)</p> <p>第14条 TOICA乗車券は、次の各号の1に該当する取扱いを行った日の翌日を起算日として、10年間これらの取扱いが行われない場合は失効します。ただし、当社が特に認めた場合は、失効しないものとします。</p> <p>(1) 発売(EX-ICカード(TOICA機能付き)にあつては発行)</p> <p>(中略)</p> <p>2 旅客は、前項により失効したTOICA乗車券のSF及び<u>当該TOICA乗車券として貸与したICカードの</u>デポジットの返却を請求することはできません。</p> <p><u>第14条の2 第28条の2の規定によりSF残額の払いもどしを行った場</u></p>

現行	改正
<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(TOICAのSFの減額)</p> <p>第20条 TOICAを第8条第1項の規定により使用する場合、出場時にTOICAのSFから当該乗車区間の片道普通旅客運賃を減額します。この場合、小児用TOICAにあつては小児の片道普通旅客運賃を、その他のTOICAにあつては、大人の片道普通旅客運賃を減額します。</p> <p>2 前項の規定により減額する片道普通旅客運賃は、利用エリア並びに東海道本線中国府津・熱海間、身延線中鰍沢口・西富士宮間及び高山本線中美濃太田・飛騨古川間の範囲内において最も低廉となる運賃計算経路により計算します。</p> <p>(注) 東海道本線中国府津・熱海間、身延線中鰍沢口・西富士宮間及び高山本線中美濃太田・飛騨古川間は利用エリア外です。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、TOICA乗車券乗降可能駅と利用エリアのうち名古屋以遠(八田方面)の各駅、尾頭橋又は金山以遠(熱田方面)の各駅との相互間に乗車する場合に減額する片道普通旅客運賃は、東海道本線・岐阜・高山本線を経由する運賃計算経路により計算します。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(TOICAの効力)</p> <p>第22条 第8条第1項の規定により使用する場合のTOICAの効力は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) 当該乗車区間において、片道1回の乗車(以下「片道乗車」といいます。)に限り有効なものとします。この場合、利用可能人員は、小児用TOICAにあつては、1枚をもって小児1人、その他のTOICAにあつては、1枚をもって大人1人に限るものとします。ただし、小児用TOICA以外のTOICA(EX-ICカード(TOICA機能付き)及び記名式TOICAを除きます。)のSFから大人の片道普通旅客運賃を減額することを承諾して使用する場合は、小児1人が使用することができます。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>	<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>合又は第41条の3の規定によりSF残額の払いもどし及び定期乗車券の携帯情報端末への移し替えを行った場合は、当該TOICA乗車券は失効します。</p> <p><u>(注) 当該TOICA乗車券として貸与したICカードのデポジットは、第28条の2及び第41条の3の規定により旅客に返却されます。</u></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(TOICAのSFの減額)</p> <p>第20条 TOICAを第8条第1項の規定により使用する場合、出場時にTOICAのSFから当該乗車区間の普通旅客運賃を減額します。この場合、小児用TOICAにあつては小児の普通旅客運賃を、その他のTOICAにあつては、大人の普通旅客運賃を減額します。</p> <p>2 前項の規定により減額する普通旅客運賃は、利用エリア並びに東海道本線中国府津・熱海間、身延線中鰍沢口・西富士宮間及び高山本線中美濃太田・飛騨古川間の範囲内において最も低廉となる運賃計算経路により計算します。</p> <p>(注) 東海道本線中国府津・熱海間、身延線中鰍沢口・西富士宮間及び高山本線中美濃太田・飛騨古川間は利用エリア外です。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、TOICA乗車券乗降可能駅と利用エリアのうち名古屋以遠(八田方面)の各駅、尾頭橋又は金山以遠(熱田方面)の各駅との相互間に乗車する場合に減額する普通旅客運賃は、東海道本線・岐阜・高山本線を経由する運賃計算経路により計算します。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(TOICAの効力)</p> <p>第22条 第8条第1項の規定により使用する場合のTOICAの効力は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) 当該乗車区間において、片道1回の乗車(以下「片道乗車」といいます。)に限り有効なものとします。この場合、利用可能人員は、小児用TOICAにあつては、1枚をもって小児1人、その他のTOICAにあつては、1枚をもって大人1人に限るものとします。ただし、小児用TOICA以外のTOICA(EX-ICカード(TOICA機能付き)及び記名式TOICAを除きます。)のSFから大人の普通旅客運賃を減額することを承諾して使用する場合は、小児1人が使用することができます。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>

現行	改正
<p>(TOICAが無効となる場合)</p> <p>第23条 TOICAは、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収します。この場合デポジットは返却しません。</p> <p>(中略)</p> <p>(TOICA不正使用未遂の場合の取扱方)</p> <p>第24条 偽造、変造又は不正に作成されたTOICAを使用しようとした場合は、これを無効として回収します。</p> <p>(中略)</p> <p>3 前各項の規定によりTOICAを無効として回収する場合は、デポジットは返却しません。</p> <p>(中略)</p> <p>(記名式TOICAの紛失再発行)</p> <p>第26条 記名式TOICAの記名人が当該記名式TOICAを紛失した場合であって、再発行等申込書に必要事項を記入して払いもどし取扱箇所に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り紛失した記名式TOICAの使用停止措置を行い、その翌日から起算して30日以内に、紛失した記名式TOICAの使用停止措置が完了した時点におけるSF残額と同額のSF残額をもつ記名式TOICAの再発行の取扱いを行います。</p> <p>(1) 申込書を提出するとき及び再発行を行うときに、公的証明書等の提示により、再発行を請求する旅客が当該記名式TOICAの記名人本人であることを証明できること。</p> <p>(中略)</p> <p>2 前項の規定により再発行の取扱いを行う場合は、再発行する記名式TOICA1枚につき紛失再発行手数料520円とデポジット500円を現金で収受します。</p> <p>(中略)</p> <p>4 第1項及び第2項の取扱いを行った後に、紛失した記名式TOICAを発見した場合は、旅客は、これを払いもどし取扱箇所に差し出して、デポジットの返却を請求することができます。この場合、旅客が紛失した記名式TOICAとともに再発行等申込書に必要事項を記入して提出し、かつ公的証明書等の提示により記名人本人であることを証明したときに限り、返却の取扱いを行います。</p>	<p>(TOICAが無効となる場合)</p> <p>第23条 TOICAは、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収します。この場合、<u>当該TOICAとして貸与したICカードの</u>デポジットは返却しません。</p> <p>(中略)</p> <p>(TOICA不正使用未遂の場合の取扱方)</p> <p>第24条 偽造、変造又は不正に作成されたTOICAを使用しようとした場合は、これを無効として回収します。</p> <p>(中略)</p> <p>3 前各項の規定によりTOICAを無効として回収する場合は、<u>当該TOICAとして貸与したICカードの</u>デポジットは返却しません。</p> <p>(中略)</p> <p>(記名式TOICAの紛失再発行)</p> <p>第26条 記名式TOICAの記名人が当該記名式TOICAを紛失した場合であって、再発行等申込書に必要事項を記入して払いもどし取扱箇所に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り紛失した記名式TOICAの使用停止措置を行い、その翌日から起算して30日以内に、紛失した記名式TOICAの使用停止措置が完了した時点におけるSF残額と同額のSF残額をもつ記名式TOICAの再発行の取扱いを行います。</p> <p>(1) 申込書を提出するとき及び再発行を行うときに、公的証明書等の提示により、再発行を請求する旅客が当該記名式TOICAの記名人本人であることを証明できること。</p> <p>(中略)</p> <p>2 前項の規定により再発行の取扱いを行う場合は、再発行する記名式TOICA<u>として貸与するICカード</u>1枚につき紛失再発行手数料520円とデポジット500円を現金で収受します。</p> <p>(中略)</p> <p>4 第1項及び第2項の取扱いを行った後に、紛失した記名式TOICAを発見した場合は、旅客は、これを払いもどし取扱箇所に差し出して、<u>当該記名式TOICAとして貸与したICカードの</u>デポジットの返却を請求することができます。この場合、旅客が紛失した記名式TOICAとともに再発行等申込書に必要事項を記入して提出し、かつ公的証明書等の提示により記名人本人であることを証明したときに限り、返却の取</p>

現行	改正
<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(TOICAの障害再発行)</p> <p>第27条 TOICAの破損等によってTOICAの処理を行う機器で当該TOICAの取扱いが不能となった場合は、その原因が旅客の故意によると認められる場合を除き、当該TOICAのSF残額と同額のSF残額をもち、かつデポジットを引き継いだTOICAの再発行の取扱いを行うことがあります。ただし、EX-ICカード(TOICA機能付き)は、EX-ICサービス規約に基づき取り扱うものとします。</p> <p>2 前項に規定する取扱いは、旅客が再発行等申込書に必要事項を記入して払いもどし取扱箇所に提出した<u>とき</u>に限り取り扱うものとします。ただし、裏面に刻印されたカードの番号が判読できない<u>場合</u>は、理由の如何を問わず再発行の取扱いを行いません。</p> <p>(TOICAの払いもどし)</p> <p>第28条 旅客は、TOICAが不要となった場合は、これを払いもどし取扱箇所に差し出して当該TOICAのSF残額(10円未満のは数を切り上げて10円単位とした額。以下本条において同じです。)の払いもどしを請求することができます。この場合、旅客は、手数料としてTOICA1枚につき220円を支払うものとします。ただし、小児用TOICAを所持する旅客が12歳の誕生日の前日以降で最初の3月31日(誕生日が3月31日の場合は当該3月31日、4月1日の場合は前日の3月31日)を超え、小児用TOICAを使用することができなくなったことにより、SF残額の払いもどしを請求する場合は、手数料は収受しません。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>4 第1項及び第2項の規定により払いもどす場合<u>には</u>、デポジットを返却します。</p> <p>5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、記名式TOICA又はEX-ICカード(TOICA機能付き)の記名人等の代理人に対し、払いもどしをすることがあります。</p>	<p>扱いを行います。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(TOICAの障害再発行)</p> <p>第27条 TOICAの破損等によってTOICAの処理を行う機器で当該TOICAの取扱いが不能となった場合は、その原因が旅客の故意によると認められる場合を除き、当該TOICAのSF残額と同額のSF残額をもち、かつデポジットを引き継いだTOICAの再発行の取扱いを行うことがあります。ただし、EX-ICカード(TOICA機能付き)は、EX-ICサービス規約に基づき取り扱うものとします。</p> <p>2 前項に規定する取扱いは、旅客が再発行等申込書に必要事項を記入して払いもどし取扱箇所に提出した<u>場合</u>に限り取り扱うものとします。ただし、裏面に刻印されたカードの番号が判読できない<u>ときは</u>、理由の如何を問わず再発行の取扱いを行いません。</p> <p>(TOICAの払いもどし)</p> <p>第28条 旅客は、TOICAが不要となった場合は、これを払いもどし取扱箇所に差し出して当該TOICAのSF残額(10円未満のは数を切り上げて10円単位とした額。以下本条において同じです。)の払いもどしを請求することができます。この場合、旅客は、手数料としてTOICA1枚につき220円を支払うものとします。ただし、小児用TOICAを所持する旅客が12歳の誕生日の前日以降で最初の3月31日(誕生日が3月31日の場合は当該3月31日、4月1日の場合は前日の3月31日)を超え、小児用TOICAを使用することができなくなったことにより、SF残額の払いもどしを請求する場合は、手数料は収受しません。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>4 第1項及び第2項の規定により払いもどす場合は、デポジットを返却します。</p> <p>5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、記名式TOICA又はEX-ICカード(TOICA機能付き)の記名人等の代理人に対し、払いもどしをすることがあります。</p> <p><u>(モバイルデバイス規約の定めによるTOICAの払いもどし)</u></p> <p><u>第28条の2 前条の規定によるほか、旅客は、モバイルデバイス規約の定めるところにより、TOICA(小児用TOICA及びEX-ICカード(TOICA機能付き)を除きます。)のSF残額の払いもどしを請求することができます。この場合、手数料は収受しません。</u></p>

現行	改正
<p>(同一駅で出場する場合のTOICAの取扱方)</p> <p>第29条 TOICAを使用して乗車する旅客が、自動改札機による改札を受け入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、実際乗車区間の普通旅客運賃を支払い、当該ICカードの発駅情報の消去処理を受けなければなりません。</p> <p>(中略)</p> <p>(列車の運行不能の場合のTOICAの取扱方)</p> <p>第30条 TOICAを使用して乗車する旅客が、自動改札機による改札を受け入場した後、列車が運行不能となった場合は、次の各号の1に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができます。</p> <p>(1) 旅行開始駅までの無賃送還</p> <p>この場合、乗車区間の普通旅客運賃は収受しません。また、無賃送還後、旅行開始駅で出場する際に当該ICカードの発駅情報の消去処理を行います。ただし、無賃送還中の途中駅で下車した場合は、無賃送還は当該下車駅までで終了するものとし、当該下車駅において、旅行開始駅から当該下車駅までの区間について第20条の規定により計算した片道普通旅客運賃をTOICAのSFから減額します。</p> <p>(2) 運行不能区間の別途旅行</p> <p>運行不能となった区間を旅客が当社線によらないで別途に旅行を希望する場合は、旅行開始駅から旅行中止駅までの区間について第20条の規定により計算した片道普通旅客運賃を、旅行中止駅においてTOICAのSFから減額します。</p> <p>(中略)</p> <p>(TOICA定期券のSFの減額)</p> <p>第33条 TOICA定期券の有効期間内に券面表示区間と券面表示区間外とをまたがって乗車する場合は、当該券面表示区間外の区間は、旅客規則第247条に定める別途乗車として取り扱い、出場時にTOICA定期券のSFから別途乗車区間に対する第20条の規定により計算した片道普</p>	<p><u>2 前項の規定により払いもどされたSF残額の取扱いについては、モバイルデバイス規約の定めるところによります。</u></p> <p><u>3 第1項の規定によりTOICAを払いもどす場合は、当該TOICAとして貸与したICカードのデポジットを返却します。返却されたデポジットの取扱いについては、モバイルデバイス規約の定めるところによります。</u></p> <p>(同一駅で出場する場合のTOICAの取扱方)</p> <p>第29条 TOICAを使用して乗車する旅客が、自動改札機による改札を受け入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、実際乗車区間の普通旅客運賃を支払い、当該ICカードの発駅情報の消去処理を受けなければなりません。</p> <p>(中略)</p> <p>(列車の運行不能の場合のTOICAの取扱方)</p> <p>第30条 TOICAを使用して乗車する旅客が、自動改札機による改札を受け入場した後、列車が運行不能となった場合は、次の各号の1に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができます。</p> <p>(1) 旅行開始駅までの無賃送還</p> <p>この場合、乗車区間の普通旅客運賃は収受しません。また、無賃送還後、旅行開始駅で出場する際に当該ICカードの発駅情報の消去処理を行います。ただし、無賃送還中の途中駅で下車した場合は、無賃送還は当該下車駅までで終了するものとし、当該下車駅において、旅行開始駅から当該下車駅までの区間について第20条の規定により計算した普通旅客運賃をTOICAのSFから減額します。</p> <p>(2) 運行不能区間の別途旅行</p> <p>運行不能となった区間を旅客が当社線によらないで別途に旅行を希望する場合は、旅行開始駅から旅行中止駅までの区間について第20条の規定により計算した普通旅客運賃を、旅行中止駅においてTOICAのSFから減額します。</p> <p>(中略)</p> <p>(TOICA定期券のSFの減額)</p> <p>第33条 TOICA定期券の有効期間内に券面表示区間と券面表示区間外とをまたがって乗車する場合は、当該券面表示区間外の区間は、旅客規則第247条に定める別途乗車として取り扱い、出場時にTOICA定期券のSFから別途乗車区間に対する第20条の規定により計算した普通旅</p>

現行	改正
<p>通旅客運賃を減額します。この場合、小児用TOICA定期券にあっては小児の<u>片道</u>普通旅客運賃を、その他のTOICA定期券にあっては、大人の<u>片道</u>普通旅客運賃を減額します。ただし、第32条第2項又は第3項の規定により発売したTOICA定期券（愛知環状鉄道株式会社との連絡運輸となるものは除きます。）で券面表示区間外を乗車する場合であって、入場又は出場する駅が利用エリア内の各駅及びTOICA乗車券乗降可能駅のいずれにも該当しないときは、TOICA定期券のSFの減額は行わず、第10条第3項第4号に該当するものとして取り扱います。</p>	<p>客運賃を減額します。この場合、小児用TOICA定期券にあっては小児の普通旅客運賃を、その他のTOICA定期券にあっては、大人の普通旅客運賃を減額します。ただし、第32条第2項又は第3項の規定により発売したTOICA定期券（愛知環状鉄道株式会社との連絡運輸となるものは除きます。）で券面表示区間外を乗車する場合であって、入場又は出場する駅が利用エリア内の各駅及びTOICA乗車券乗降可能駅のいずれにも該当しないときは、TOICA定期券のSFの減額は行わず、第10条第3項第4号に該当するものとして取り扱います。</p>
(中略)	(中略)
<p>(TOICA定期券による新幹線乗車) 第35条の2 次の各号の左欄に掲げる区間を券面表示区間に含むTOICA定期券（定期乗車券の機能のみを持つTOICA定期券を除きます。）を所持する旅客は、それぞれ右欄に掲げる区間で、第7条の規定にかかわらず、新幹線の特別急行列車の普通車自由席に乗車することができます。ただし、当該TOICA定期券の有効期間内に限ります。</p>	<p>(TOICA定期券による新幹線乗車) 第35条の2 次の各号の左欄に掲げる区間を券面表示区間に含むTOICA定期券（定期乗車券の機能のみを持つTOICA定期券を除きます。）を所持する旅客は、それぞれ右欄に掲げる区間で、第7条の規定にかかわらず、新幹線の特別急行列車の普通車自由席に乗車することができます。ただし、当該TOICA定期券の有効期間内に限ります。</p>
<p>(1) 東海道本線東京・神戸間の 当該TOICA定期券の券面表示区間内の新幹線停車駅各駅相互間</p>	<p>(1) 東海道本線東京・神戸間の 当該TOICA定期券の券面表示区間内の新幹線停車駅各駅相互間</p>
(中略)	(中略)
<p>(注1) 券面表示区間内であっても、新幹線停車駅各駅相互間以外の区間においては、券面表示区間に連続する乗車券と併用しても、新幹線の特別急行列車には乗車できません。</p>	<p>(注1) 券面表示区間内であっても、新幹線停車駅各駅相互間以外の区間においては、券面表示区間に連続する乗車券と併用しても、新幹線の特別急行列車には乗車できません。</p>
<p>(注2) 東海道本線小田原以遠（早川方面）の各駅と品川以遠（高輪ゲートウェイ又は大崎方面）の各駅との相互間を券面表示区間とするTOICA定期券にて、東海道本線（新幹線）新横浜において<u>乗車</u>又は<u>降車</u>することができます。</p>	<p>(注2) 東海道本線小田原以遠（早川方面）の各駅と品川以遠（高輪ゲートウェイ又は大崎方面）の各駅との相互間を券面表示区間とするTOICA定期券にて、東海道本線（新幹線）新横浜において<u>入場</u>又は<u>出場</u>することができます。</p>
(中略)	(中略)
<p>(TOICA定期券が無効となる場合) 第36条 TOICA定期券は、次の各号の1に該当する場合、無効として回収します。この場合デポジットは返却しません。</p>	<p>(TOICA定期券が無効となる場合) 第36条 TOICA定期券は、次の各号の1に該当する場合、無効として回収します。この場合、<u>当該TOICA定期券として貸与したICカード</u>のデポジットは返却しません。</p>
(中略)	(中略)
<p>(TOICA定期券の紛失再発行)</p>	<p>(TOICA定期券の紛失再発行)</p>

現行	改正
<p>第38条 TOICA定期券の記名人が当該TOICA定期券を紛失した場合であって、再発行等申込書に必要事項を記入して払いもどし取扱箇所に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限って紛失したTOICA定期券（SF残額がある場合は当該SFを含みます。）の使用停止措置を行い、その翌日から起算して30日以内に、紛失したTOICA定期券と同一の定期乗車券を搭載し、かつ使用停止措置が完了した時点におけるSF残額と同額のSF残額をもつTOICA定期券の再発行を行います。</p> <p>(1) 申込書を提出するとき及び再発行を行うときに、公的証明書等の提示により、再発行を請求する旅客が当該TOICA定期券の記名人本人であることを証明できること。</p> <p>(中略)</p> <p>2 前項の規定により再発行の取扱いを行う場合は、再発行するTOICA定期券1枚につき紛失再発行手数料520円とデポジット500円を現金で収受します。</p> <p>(中略)</p> <p>4 第1項及び第2項の取扱いを行った後に、紛失したTOICA定期券を発見した場合は、旅客は、これを払いもどし取扱箇所に差し出して、デポジットの返却を請求することができます。この場合、旅客が紛失したTOICA定期券とともに再発行等申込書に必要事項を記入して提出し、かつ公的証明書等の提示により記名人本人であることを証明したときに限って、返却の取扱いを行います。</p> <p>(中略)</p> <p>(TOICA定期券の障害再発行)</p> <p>第40条 TOICA定期券の破損等によってTOICA定期券の処理を行う機器での取扱いが不能となった場合は、その原因が旅客の故意によると認められる場合を除き、当該TOICA定期券と同一の定期乗車券を搭載し、かつ同額のSF残額をもつTOICA定期券の再発行の取扱いを行うことがあります。</p> <p>2 前項に規定する取扱いは、旅客が再発行等申込書に必要事項を記入して払いもどし取扱箇所に提出したときに限り取り扱うものとします。ただし、裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合は、理由の如何を問わず再発行の取扱いを行いません。</p>	<p>第38条 TOICA定期券の記名人が当該TOICA定期券を紛失した場合であって、再発行等申込書に必要事項を記入して払いもどし取扱箇所に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限って紛失したTOICA定期券（SF残額がある場合は当該SFを含みます。）の使用停止措置を行い、その翌日から起算して30日以内に、紛失したTOICA定期券と同一の定期乗車券を搭載し、かつ使用停止措置が完了した時点におけるSF残額と同額のSF残額をもつTOICA定期券の再発行を行います。</p> <p>(1) 申込書を提出するとき及び再発行を行うときに、公的証明書等の提示により、再発行を請求する旅客が当該TOICA定期券の記名人本人であることを証明できること。</p> <p>(中略)</p> <p>2 前項の規定により再発行の取扱いを行う場合は、再発行するTOICA定期券として貸与するICカード1枚につき紛失再発行手数料520円とデポジット500円を現金で収受します。</p> <p>(中略)</p> <p>4 第1項及び第2項の取扱いを行った後に、紛失したTOICA定期券を発見した場合は、旅客は、これを払いもどし取扱箇所に差し出して、当該TOICA定期券として貸与したICカードのデポジットの返却を請求することができます。この場合、旅客が紛失したTOICA定期券とともに再発行等申込書に必要事項を記入して提出し、かつ公的証明書等の提示により記名人本人であることを証明したときに限って、返却の取扱いを行います。</p> <p>(中略)</p> <p>(TOICA定期券の障害再発行)</p> <p>第40条 TOICA定期券の破損等によってTOICA定期券の処理を行う機器での取扱いが不能となった場合は、その原因が旅客の故意によると認められるときを除き、当該TOICA定期券と同一の定期乗車券を搭載し、かつ同額のSF残額をもつTOICA定期券の再発行の取扱いを行うことがあります。</p> <p>2 前項に規定する取扱いは、旅客が再発行等申込書に必要事項を記入して払いもどし取扱箇所に提出した場合に限り取り扱うものとします。ただし、裏面に刻印されたカードの番号が判読できないときは、理由の如何を問わず再発行の取扱いを行いません。</p>

現行	改正
<p>(TOICA定期券の払いもどし)</p> <p>第41条 旅客は、TOICA定期券が不要となった場合は、これを払いもどし取扱箇所に差し出して、払いもどし<u>の請求を</u>することができます。この場合、旅客が再発行等申込書に必要事項を記入して提出し、かつ公的証明書等の提示により当該TOICA定期券の記名人本人であることを証明したときに限って、次の各号により取り扱います。</p> <p>(1) 券面に表示された有効期間の開始日の前日以前に払いもどしの請求があった場合<u>には</u>、既に支払った定期旅客運賃及びSF残額（10円未満のは数を切り上げて10円単位とした額。以下本条において同じです。）を払いもどします。</p> <p>(2) 券面に表示された有効期間の開始日から券面に表示された有効期間の終了日までの間に払いもどしの請求があった場合<u>には</u>、既に支払った定期旅客運賃から旅客規則第277条又は連絡規則第99条に規定する使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額及びSF残額を払いもどします。</p> <p>(3) 券面に表示された有効期間の終了日の翌日以降に払いもどしの請求があった場合<u>には</u>、SF残額を払いもどします。</p> <p>(中略)</p> <p>3 第1項の取扱いを行う場合は、デポジットを返却します。</p> <p>4 TOICA定期券のSF残額のみ払いもどしを請求することはできません。</p> <p>(中略)</p>	<p>(TOICA定期券の払いもどし)</p> <p>第41条 旅客は、TOICA定期券が不要となった場合は、これを払いもどし取扱箇所に差し出して、払いもどし<u>を</u>請求することができます。この場合、旅客が再発行等申込書に必要事項を記入して提出し、かつ公的証明書等の提示により当該TOICA定期券の記名人本人であることを証明したときに限って、次の各号により取り扱います。</p> <p>(1) 券面に表示された有効期間の開始日の前日以前に払いもどしの請求があった場合は、既に支払った定期旅客運賃及びSF残額（10円未満のは数を切り上げて10円単位とした額。以下本条において同じです。）を払いもどします。</p> <p>(2) 券面に表示された有効期間の開始日から券面に表示された有効期間の終了日までの間に払いもどしの請求があった場合は、既に支払った定期旅客運賃から旅客規則第277条又は連絡規則第99条に規定する使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額及びSF残額を払いもどします。</p> <p>(3) 券面に表示された有効期間の終了日の翌日以降に払いもどしの請求があった場合は、SF残額を払いもどします。</p> <p>(中略)</p> <p>3 第1項の取扱いを行う場合は、<u>当該TOICA定期券として貸与したICカードの</u>デポジットを返却します。</p> <p>4 TOICA定期券のSF残額のみ払いもどしを請求することはできません。<u>ただし、第41条の3に規定する場合を除きます。</u></p> <p>(中略)</p>
<p>(TOICA定期券に搭載された定期乗車券のみの払いもどし)</p> <p>第41条の2 旅客は、TOICA定期券を払いもどし取扱箇所に差し出して、当該TOICA定期券に搭載された定期乗車券の払いもどし及び当該TOICA定期券のSF残額と同額のSF残額をもつ記名式TOICAの交付を請求することができます。この場合、旅客が再発行等申込書に必要事項を記入して提出し、かつ公的証明書等の提示により当該TOICA定期券の記名人本人であることを証明したときに限って、次の各号により取り扱います。</p> <p>(1) 券面に表示された有効期間の開始日の前日以前に請求があった場合<u>には</u>、既に支払った定期旅客運賃の払いもどし及び当該TOICA定期券のSF残額と同額のSF残額をもつ記名式TOICAの交付を行いま</p>	<p>(TOICA定期券に搭載された定期乗車券のみの払いもどし)</p> <p>第41条の2 旅客は、TOICA定期券を払いもどし取扱箇所に差し出して、当該TOICA定期券に搭載された定期乗車券の払いもどし及び当該TOICA定期券のSF残額と同額のSF残額をもつ記名式TOICAの交付を請求することができます。この場合、旅客が再発行等申込書に必要事項を記入して提出し、かつ公的証明書等の提示により当該TOICA定期券の記名人本人であることを証明したときに限って、次の各号により取り扱います。</p> <p>(1) 券面に表示された有効期間の開始日の前日以前に請求があった場合は、既に支払った定期旅客運賃の払いもどし及び当該TOICA定期券のSF残額と同額のSF残額をもつ記名式TOICAの交付を行いま</p>

現行	改正
<p>す。</p> <p>(2) 券面に表示された有効期間の開始日から券面に表示された有効期間の終了日までの間に請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃から旅客規則第 277 条又は連絡規則第 99 条に規定する使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額の払いもどし及び当該 TOICA 定期券の SF 残額と同額の SF 残額をもつ記名式 TOICA の交付を行います。</p> <p>(3) 券面に表示された有効期間の終了日の翌日以降に請求があった場合には、当該 TOICA 定期券の SF 残額と同額の SF 残額をもつ記名式 TOICA の交付を行います。</p> <p>(中略)</p> <p>4 第 1 項の取扱いを行う場合は、IC カードを交換して取り扱うことがあります。この場合、デポジットは引き継ぎます。</p>	<p>す。</p> <p>(2) 券面に表示された有効期間の開始日から券面に表示された有効期間の終了日までの間に請求があった場合は、既に支払った定期旅客運賃から旅客規則第 277 条又は連絡規則第 99 条に規定する使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額の払いもどし及び当該 TOICA 定期券の SF 残額と同額の SF 残額をもつ記名式 TOICA の交付を行います。</p> <p>(3) 券面に表示された有効期間の終了日の翌日以降に請求があった場合は、当該 TOICA 定期券の SF 残額と同額の SF 残額をもつ記名式 TOICA の交付を行います。</p> <p>(中略)</p> <p>4 第 1 項の取扱いを行う場合は、IC カードを交換して取り扱うことがあります。この場合、デポジットは引き継ぎます。</p> <p><u>(モバイルデバイス規約の定めるところによる TOICA 定期券の SF 残額の払いもどし)</u></p> <p><u>第 41 条の 3 旅客は、モバイルデバイス規約の定めるところにより、TOICA 定期券の SF 残額の払いもどし及び当該 TOICA 定期券に搭載された定期乗車券の携帯情報端末への移替を請求することができます。ただし、次の各号の 1 に該当する定期乗車券を搭載した TOICA 定期券を除きます。</u></p> <p><u>(1) 小児定期旅客運賃が適用された定期乗車券</u></p> <p><u>(2) 旅客規則第 38 条第 1 項第 5 号に定める職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号) 第 15 条の 7 に規定する公共職業能力開発施設において普通職業訓練(短期課程にあつては、同法施行規則(昭和 44 年労働省令第 24 号) 第 10 条に規定する中学校卒業等者等を対象とする訓練期間が 1 年の者に限る。)を受ける訓練生に対して発売する割引した通学定期乗車券</u></p> <p><u>(3) 乗車区間欄が 2 区間以上となる定期乗車券</u></p> <p><u>(4) 身体障害者規則、知的障害者規則及び精神障害者規則による割引の定期乗車券</u></p> <p><u>(5) 特定者規則による割引の定期乗車券</u></p> <p><u>2 前項の規定により払いもどしをする場合は、手数料を収受しません。</u></p> <p><u>3 第 1 項の規定により払いもどされた SF 残額の取扱いについては、モバイルデバイス規約の定めるところによります。</u></p>

現行	改正
<p>(同一駅で再度出場する場合のTOICA定期券の取扱方)</p> <p>第42条 TOICA定期券を使用して乗車する旅客が、自動改札機による改札を受け入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、実際乗車区間(当該TOICA定期券の有効期間内の場合は券面表示区間を除きます。)の普通旅客運賃を支払い、当該ICカードの発駅情報の消去処理を受けなければなりません。</p> <p>(中略)</p> <p>(TOICA乗車券以外のICカード乗車券による乗車等の取扱方)</p> <p>第46条 TOICA乗車券以外のICカード乗車券のうち、次の各号に掲げるものについては、この約款の定めるところにより当社線において乗車等の取扱いを行います。</p> <p>(1) 北海道旅客鉄道株式会社が発行したKitaca乗車券及びKitaca定期乗車券</p> <p>(中略)</p> <p>3 第1項の規定により乗車等の取扱いを行う場合は、第4条から第8条まで、第10条、第11条、第15条から第17条まで、第20条、第21条第1項、第22条から第25条まで、第29条、第30条、第33条から第37条まで、第42条から第43条の2まで、第45条の2及び第45条の3の規定を準用します。ただし、第17条に規定するSF利用履歴の確認にあっては、利用エリア内及びTOICA乗車券乗降可能駅における利用履歴以外について表示及び印字できないものがあります。</p> <p>(中略)</p> <p>(他社において発売するTOICA定期券に係る当社における取扱い)</p> <p>第48条 前条第1項の定めにより、他社において発売したTOICA定期券については、当社では原則として次の各号に定める取扱いを行いません。</p> <p>(1) 第32条第7項に定める記名人の氏名等の変更</p> <p>(中略)</p> <p>(6) 第41条及び第41条の2に定める払いもどし</p>	<p><u>4 第1項の規定により払いもどす場合は、当該TOICA定期券として貸与したICカードのデポジットを返却します。返却されたデポジットの取扱いについては、モバイルデバイス規約の定めるところによります。</u></p> <p><u>5 第1項の規定により携帯情報端末に移し替えられた定期乗車券は、モバイルデバイス定期券として取り扱います。</u></p> <p>(同一駅で再度出場する場合のTOICA定期券の取扱方)</p> <p>第42条 TOICA定期券を使用して乗車する旅客が、自動改札機による改札を受け入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、実際乗車区間(当該TOICA定期券の有効期間内の場合は券面表示区間を除きます。)の普通旅客運賃を支払い、当該ICカードの発駅情報の消去処理を受けなければなりません。</p> <p>(中略)</p> <p>(TOICA乗車券以外のICカード乗車券による乗車等の取扱方)</p> <p>第46条 TOICA乗車券以外のICカード乗車券のうち、次の各号に掲げるものについては、この約款の定めるところにより当社線において乗車等の取扱いを行います。</p> <p>(1) 北海道旅客鉄道株式会社が発行したKitaca乗車券及びKitaca定期乗車券</p> <p>(中略)</p> <p>3 第1項の規定により乗車等の取扱いを行う場合は、第4条から第8条まで、第10条、第11条、第15条から第17条まで、第20条、第21条第1項、第22条から第25条まで、第29条、第30条、第33条から第37条まで、第42条から第43条の2まで、第45条の2及び第45条の3の規定を準用します。ただし、第17条に規定するSF利用履歴の確認にあっては、利用エリア内<u>の各駅</u>及びTOICA乗車券乗降可能駅における利用履歴以外について表示及び印字できないものがあります。</p> <p>(中略)</p> <p>(他社において発売するTOICA定期券に係る当社における取扱い)</p> <p>第48条 前条第1項の定めにより、他社において発売したTOICA定期券については、当社では原則として次の各号に定める取扱いを行いません。</p> <p>(1) 第32条第7項に定める記名人の氏名等の変更</p> <p>(中略)</p> <p>(6) 第41条及び第41条の2に定める払いもどし</p>

現行	改正
	<p style="text-align: center;"><u>第6章 モバイルデバイス定期券</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(モバイルデバイス定期券の発売)</u></p> <p><u>第49条 当社は、第32条第1項から第3項までに規定する定期乗車券又はIC連絡約款の定めにより発売する連絡定期券（IC連絡約款第28条の定めにより発売するものを除きます。）を、モバイルデバイス規約の定めるところにより西日本旅客鉄道株式会社が発行したICカード乗車券に搭載することにより発売することがあります。ただし、次の各号の1に該当するものを除きます。</u></p> <p><u>(1) 旅客規則第38条第1項第5号に定める職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の7に規定する公共職業能力開発施設において普通職業訓練（短期課程にあつては、同法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第10条に規定する中学校卒業等者等を対象とする訓練期間が1年の者に限る。）を受ける訓練生に対して発売する割引を適用したもの</u></p> <p><u>(2) 券面表示区間が2区間以上となるもの</u></p> <p><u>(3) 身体障害者規則、知的障害者規則若しくは精神障害者規則又はIC連絡約款第35条及び同第36条による割引を適用したもの</u></p> <p><u>(4) 特定者規則による割引を適用したもの</u></p> <p><u>(モバイルデバイス定期券が搭載されたICカード乗車券による乗車等の取扱方)</u></p> <p><u>第50条 モバイルデバイス定期券が搭載されたICカード乗車券による当社線における乗車等の取扱方は、第46条の規定によります。</u></p> <p><u>(モバイルデバイス定期券の払いもどし)</u></p> <p><u>第51条 旅客は、モバイルデバイス規約の定めるところにより、モバイルデバイス定期券の払いもどしを請求することができます。この場合の返金額は、次の各号に定めるとおりです。</u></p> <p><u>(1) 第32条第1項から第3項までに規定する定期乗車券及びIC連絡約款の定めにより発売する連絡定期券における当社線の運送区間に対する返金額</u></p> <p><u>ア 有効期間の開始日の前日以前に請求があった場合は、既に支払った定期旅客運賃</u></p> <p><u>イ 有効期間の開始日から有効期間の終了日までの間に請求があった場合は、既に支払った定期旅客運賃から旅客規則第277条又は連絡</u></p>

現行	改正
<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>別表第3 (第19条) 定期乗車券・TOICA定期券購入申込書 <u>(略)</u></p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p><u>規則第99条に規定する使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額</u></p> <p><u>ウ 前イの規定にかかわらず、有効期間の開始日後7日以内に請求があった場合は、既に支払った定期旅客運賃から、定期乗車券の区間を普通旅客運賃によって1日1往復(又は2回)ずつ乗車したものと</u> <u>して計算した額を差し引いた残額</u></p> <p><u>(2) IC連絡約款の定めにより発売する連絡定期券における当社線以外の</u> <u>の運送区間に対する返金額</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>IC連絡約款第59条第2項第2号及び同条第3項第2号に規定する</u> <u>額</u></p> <p><u>2 前項の取扱いを行う場合は、手数料として220円を収受します。</u></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>別表第3 (第19条) 定期乗車券・TOICA定期券購入申込書 <u>(別添参照)</u></p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

附則

この通達は、2026年3月17日から施行する。ただし、第10条第3項、第20条、第22条、第30条及び第33条に係る改正は2026年3月14日から施行し、別表第3に係る改正は2026年4月1日から施行する。

別表第3（第19条） 定期乗車券・TOICA定期券購入申込書

定期乗車券・TOICA定期券購入申込書

※お手持ちのTOICA又はTOICA定期券がある場合は、あわせてご提出ください。
 ※初めてTOICA定期券をご購入の際は、デビット(預かり金)500円が必要です。
 ※JR以外の鉄道会社様による定期券の発売範囲には制限があります。

TOICA定期券を希望する・しない		駅		駅間	
お名前 <small>※お名前は、漢字とカタカナの両方を記入して下さい。</small>		ご利用区間		(経由)	
カナ		使用開始日	年 月 日	有効期間	1・3・6 箇月
様 才		種 類	通勤・通学・グリーン・フレックス・フレックスパル		新規・継続

※TOICA定期券を希望されないお客様は、★の欄の記入は不要です。

★生年月日	明・大・昭・平・令・西暦	年 月 日	支払方法	現金・クレジットカード	
電話番号	-	-	★定期券有効期間外における カード残額の利用	可・否	「可」→乗車区間の運賃を減額します。 「否」→定期券期間外は改札機を通れません。
学校名	※給付時の連絡をご希望の場合は連絡先をご記入ください。		このわく内には記入しないでください。 区 分 (義務教育・高等課程・普通職業訓練) 証明書番号 ()		
※通学定期券又はフレックスパルをお求めの際は、学校名を必ずご記入ください。					

※ご記入いただいた個人情報、お申込内容の確認、最良またはSP（ストアードフェアカード機能によりTOICA乗車券に記録される金融情報）のご利用などに伴いご連絡が必要な場合に利用いたします。（TOICA定期券の場合、最良再発行時などに、当社及びTOICA定期券を発売する他社でご本人確認や必要な連絡をさせていただくために利用いたします。）

70×154 上70kg

備考 この様式は、必要に応じ、変更することがある。